



判定期間におけるケアプランを位置づけたサービスのうち、〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。
決して困り込みではなく、利用者本位で仕事をしているのに、減算になるのは困ります。
どうしたらよいですか？

一緒に考えてみましょう！

特別地域加算を算定していますか？※1

はい

正当な理由があります。(正当な理由①)
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。
(新発田市は対象地域外)

いいえ

右のどれかにあてはまりますか？

いいえ

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数は20件以下ですか？(全体で判断)

はい

(正当な理由④)

判定期間の1月当たりの計画件数が、各サービスで平均10件以下ですか？(各サービスで判断)

はい

(正当な理由⑤)

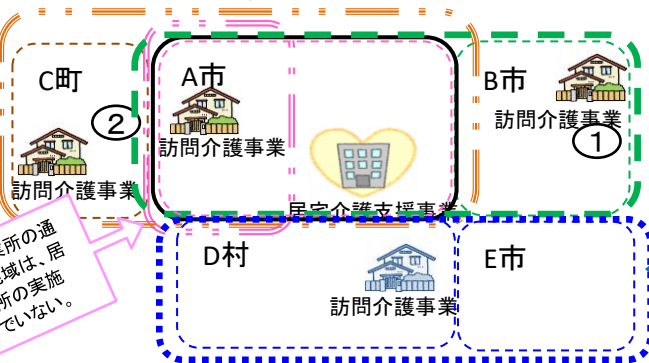
居宅介護支援事業所が、市長の認める「各サービスで3法人以下の日常生活圏域」にありますか？(各サービスで判断)※2

はい

(正当な理由③)

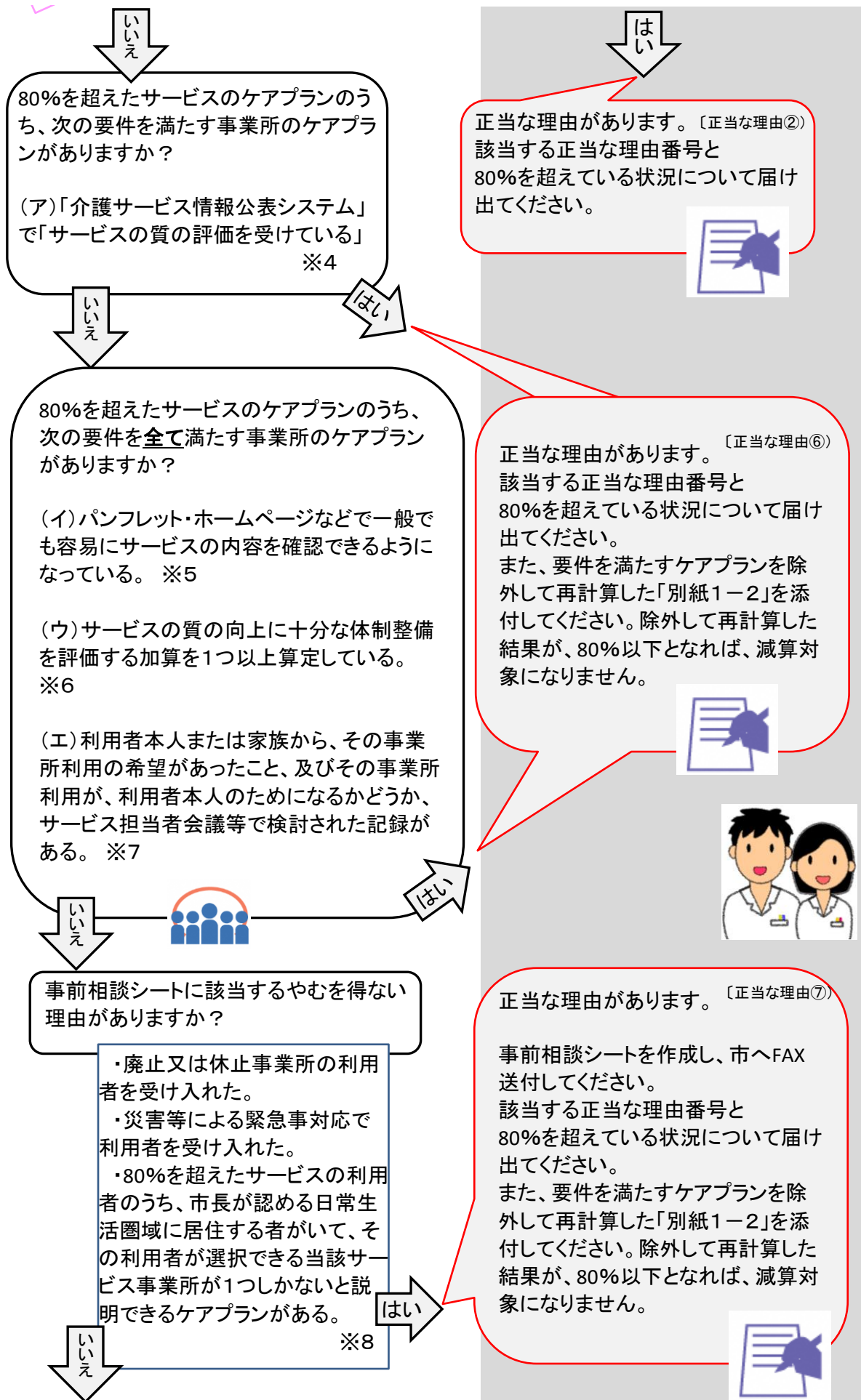
正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出てください。

80%を超えたサービスについて、事業所の通常の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域を包括する事業所数が、4事業所以下ですか？ ※3



A市の訪問介護事業所の通常の実施地域は、居宅介護支援事業所の実施地域全てを含んでいない。

D村の訪問介護事業所の通常の実施地域は、居宅介護支援事業所の実施地域を含んでいない。



正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へFAX送付してください。市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出ていただきます。

正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。



※1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。新発田市は対象外。
※2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市長の認める地域一覧は別紙2。○が付いている場合のみ。
※3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは、別紙3。このほか、平成27年度に県から居宅介護支援事業所のみを一覧を送付しています。判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認してください。判定シート等は市への届出は不要。(県外又は平成27年度以降の状況については、お手数ですが事業所へ直接お問い合わせください。)
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それ1つで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、市への届出日までに報告している事業所とする。
※5	パンフレット・ホームページなどでの公表については、必ずしも利用者が見ることができかどうかではなく、利用者以外でも情報収集できる状態かどうかで判断可。
※6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は別紙4。このほか、居宅介護支援事業所のみサービス別加算取得一覧を平成27年度に県から送付しています。
※7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は別紙5。市への届出は不要。
※8	事前相談シートは別紙6。前期・後期ともに、市への届出締め切り日までの間に届出て、市から回答をもらっていること。



いかがでしたか？
ご不明な点がございましたら、
高齢福祉課 介護給付係へ
お問い合わせください。

【問合せ先】
新発田市高齢福祉課介護給付係
電話 0254-28-9201
FAX 0254-21-1091
e-mail kourei@city.shibata.lg.jp